

# 年金記録問題への対応の実施計画(工程表)

## 関係資料

日本年金機構

## 年金記録問題への対応の実施計画（工程表） <概要>

	22年度												23年度	24年度	25年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月									
<b>1 ねんきん特別便</b> (1) 受給者及び事務所来訪加入者  ① 21年3月以前受付分  ② 21年4月から22年3月までの受付分  (2) 加入者  ① 21年3月以前受付分  ② 21年4月から22年3月までの受付分	処理困難ケース							〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕										
													〔 22年9月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く) 〕					
	処理困難ケース							〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕										
													〔 22年7月末を目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く) 〕					
<b>2 フォローアップ照会</b>													〔 22年7月末を目途に確認作業を行う (市区町村からの情報提供が遅れたものを除く) 〕			現在の対象者以外のフォローアップや情報提供の実施については、費用対効果を見極めるためサンプル的なフォローアップ・情報提供を行い、その結果を踏まえ検討		
	※22年3月末で未処理のグレー便対象案件												グレー便を送付した68万件以外のものについて、住基ネットとの突合せを行い、新たな年金受給につながる可能性がある方に対するお知らせ等の対応を検討					
<b>3 厚生年金等の旧台帳記録(約1466万件)に係る調査</b>													〔 22年7月末を目途に確認作業を行う 〕					
<b>4 年金記録の確認のお知らせ(黄色便)</b>													〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕					
※22年3月以前受付分																		
<b>5 ねんきん定期便</b>													〔 22年12月末を目途に確認作業を行う (処理困難ケースを除く) 〕					
※22年3月以前受付分																		
<b>6 標準報酬等の遡及訂正事案</b>													〔 22年6月末を目途に年金事務所段階における記録回復を進める 〕			これまでの救済事案の分析とともに、1条件のみ、2条件のみ該当のサンプル調査等を行い、更なる記録回復方策を検討		
	※2万件戸別訪問対象の従業員事案の新基準等に基づく記録回復																	
<b>7 年金事務所段階での記録回復の促進</b>																		
・21年12月に定められた国民年金、脱退手当金に関する新基準等に基づき、救済を進める ・これまでの第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事案についての分析やサンプル調査の結果等を踏まえ、更なる記録回復方策を検討																		

	22年度										23年度	24年度	25年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
8 年金を受給できる可能性がある未受給者への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・21年12月に送付した「年金の加入期間に関するお知らせ」の対象者に対して、引き続ききめ細やかな相談対応を行う。</li> <li>・上記相談対応の状況等についてフォローアップを行い、3月末の状況を踏まえ必要な対応を行う。</li> <li>・受給資格期間(25年)を満たしている者への具体的な対応策を検討・実施</li> </ul>										→		
9 受給者等への標準報酬等のお知らせ(受給者便)	<p>発送</p> <p>22年11月末までに送付を完了</p> <p>処理</p> <p>22年3月以前受付分を22年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p> <p>23年3月以前受付分を23年12月末までを目途に確認作業を行う(処理困難ケースを除く)</p>										→		
10 厚生年金基金記録との突合せ	<p>▲4月を目途に1次審査開始</p> <p>▲10月を目途に2次審査開始</p> <p>24年10月末までに基金等から報告があったものについて25年3月末までを目途に必要な記録訂正を進める</p>										→		
11 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ	<p>国年特殊台帳等</p> <p>▲6月末までを目途に二次審査終了</p> <p>▲9月末までを目途に本人にお知らせ</p> <p>国年被保険者名簿、厚年被保険者名簿</p> <p>▲秋ごろまでには作業開始</p> <p>・22年度中には、25年度までの4年間で全件照合を完了できる実施体制を整備。</p> <p>・23年度までの2年間に集中的に取り組む。</p>										→		
12 再裁定等	<p>○再裁定の進達: 年金事務所における申出受付から本部への進達について平均処理期間を0.5か月とすることを目指す。</p> <p>○再裁定の処理: 難易度の高い案件も含め、2.5か月程度(進達期間を合わせて3か月程度)で処理できることを目指す。</p> <p>○時効特例給付: 支払いのための期間を22年6月末までに概ね2か月程度とすることを目指す。</p> <p>○特別加算金の支給: 遅延加算法に基づく特別加算金の支給について、円滑かつ迅速な処理に努める。</p>												

※環境の整備等

① 自宅や市区町村、郵便局等における年金記録の確認

- ・23年3月までに、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにする。また、自宅でパソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにする。また、23年度から新たに年金見込額のお知らせもできるよう、システム開発等の準備作業を進める。
- ・その上で、年金通帳について、国民の意向に関し調査を行い、検討を進める。

② 相談体制の整備

③ 関係団体等への協力依頼

④ 各種お知らせの未送達分への対応の検討